

# 身体拘束廃止・高齢者虐待防止に向けて

【身体的拘束等適正化のための指針】

## 目 次

- 1) 身体拘束廃止検討会の設置
- 2) 身体拘束とは（身体拘束ゼロへの手引きより）
- 3) 緊急やむを得ない場合の定義
- 4) 身体拘束を行う際の流れ
- 5) 身体拘束の開始から解除まで
- 6) その他注意事項
- 7) 高齢者虐待防止に関して
- 8) 身体的拘束等の適正化、高齢者虐待防止のための職員研修
- 9) 入所者等に対する当該指針の閲覧について

添付書類：「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」

「身体拘束に関する経過観察・再検討記録」

## 1) 身体拘束廃止検討会の設置

### i) 身体拘束廃止検討会の目的

はかた寿園利用者の、身体・精神及び社会的な拘束を廃止し、人間として生きがいを持って生活が出来るように、全職員が一丸となって努力し、そのことにより利用者の生活の質を向上させることを目的とする。

### ii) 身体拘束廃止検討会の構成員

この検討会は、会長を施設長、副会長を生活相談員とし、以下の担当を持って構成される。

会 長	施設長
副 会 長	生活相談員
事務担当	事務員
介護担当	介護長、介護支援専門員、介護職員（担当）
看護担当	看護職員（必要に応じ嘱託医の意見を聴く）
栄養担当	栄養士

### iii) 活動内容について

利用者への基本的ケアである①起きる・歩く、②食べる、③排泄する、④清潔にする、⑤活動する、の5つのケアが、身体拘束無しで実施できるように検討を行う。また、もし緊急やむを得ない場合が発生して、身体生命の保護の為に拘束を必要とする場合においても、各担当が意見を交換しながら、解決策を検討したり、拘束の中においても生活の質が向上でき、速やかな解除ができるようにする。

### iv) 開催について

検討会の開催は、定期報告会として毎月最終週に開催する。但し、勤務の都合上、出席できない構成員については、事前に意見を求めることとする。

緊急を要する案件が発生した場合においては、臨時的検討会として、出勤可能な担当職員を招集し、臨時開催を行うこととする。

### v) 決定事項と記録

定期開催における通常の検討記録については、虐待防止検討会の記録と共に回覧及び伝達帳により全職員へ周知することとする。

また、やむを得ず拘束を行うことを検討した身体拘束廃止検討会において決定した事項は、実施に当たり必ず利用者本人又は家族の同意を必要とする。検討経過や決定事項、家族への説明内容、同意に関する署名など、細かい記録をとることとし、内容においては全職員及び理事長への報告申し送りを必要とする。

## 2) 身体拘束とは（厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」より

### i) 身体拘束にはどのようなものが該当するのか、厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」を

参照し以下に書き述べる。

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

以上の11項目が「身体拘束ゼロへの手引き」には身体拘束として定義されている。

### 3) 緊急やむを得ない場合の定義

緊急やむを得ない場合の定義は、以下の3点が全て満たされている状況を言う。

- i) 入所者本人または他の入所者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ii) 身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法が無い。
- iii) 身体拘束、その他の行動制限が一時的である。

### 4) 身体拘束を行う際の流れ

利用者本人に、生命・身体の危険が迫るような状況が発生すると、以下のように手順をふみ、状況が開かれられない場合において身体拘束を行う。

#### i) 代替する介護方法の検討

- ①個人担当またはグループ討議にて身体拘束をしない介護方法を検討する。  
また、ケアカンファレンス等が開催可能であればその場でも検討する。
- ②上記会議での検討を踏まえ、解決策が見出せない場合、緊急で身体拘束廃止検討会を招集し、身体拘束を実施しない代替介護方法を検討する。生活、介護、医療等の多方面から検討する。必要に応じて嘱託医の意見も受ける。

#### ii) 代替する介護方法が見出せない場合

- ①身体拘束廃止検討会の場において、身体拘束の必要な理由、身体拘束の具体的な方法と実施する時間及び期間を明確にする。

- ②緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書（別紙参照）を記入し、家族に対して十分に説明し同意署名・捺印を受ける。
- ③身体拘束に関しての理由、期間（期限）を周知させ、継続ではなく解除することを目的とした一時的な拘束であることを前提とし鋭意検討する事を、全職員へ徹底させる。
- ④身体拘束の開始にあたっては、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に従い、相違無きよう実施することとし、詳細を確認する場合は身体拘束廃止検討会の構成員に確認を求める。

## 5) 身体拘束の開始から解除まで

上記の手続きをふみ、身体拘束を実施しなければならない場合は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に従い、実施する。

- i) 初回の実施については、的確な方法で実施しているのかの確認の意味を込めて、身体拘束廃止検討会の構成員による確認を求めるのが望ましい。
- ii) 実施にあたり、事前検討の討議内容を全て記載することとする。
- iii) 実施中の経過観察を行う為、日々の心身の状態等の観察・再検討結果について記録をとる（おおむね1週間以内毎に実施）
- iv) 日々の心身の状態等の観察・再検討結果は、実施の都度本人又は家族に対して説明する。
- v) 観察・再検討の結果、身体拘束を行わない介護方法が見出せた場合は、速やかに身体拘束の実施を解除し、代替ケアを実施する。
- vi) 身体拘束を解除した場合においても、その終了の報告を本人又は家族に対して行う。
- vii) 身体拘束が解除されたことを全職員に対して報告し、連絡不備等で身体拘束が継続されないように注意する。

## 6) その他注意事項

- i) 身体拘束を行う事は、利用者本人の尊厳や人間らしい生活を傷つける行為である為、安心の為・家族からの希望等という理由での安易な実施は行わない。
- ii) 利用者の行動を制限する恐れのあるケアを実施しなければならない場合、担当介護・看護職員で判断せず、必ず身体拘束廃止検討会の構成員に報告し、身体拘束にあたるかどうかを確認する。
- iii) 職員の勝手な判断で身体拘束が起こらないように、身体拘束廃止検討会の構成員が中心となり、指導、啓発していく。

## 7) 高齢者虐待防止に関して

### 1. 虐待防止検討会

#### i) 虐待防止検討会の目的

人は、自分の意思と人格が尊重され、不安や苦痛を感じる事のない穏やかな暮らしを望

んでいます。そのため、施設利用者に対して、人間としての尊厳を保ちながら安心して生活できるケアの提供が必要である。そのため、虐待防止に関して

法令で定義されている虐待には次章のような事があります。また、「緊急やむを得ない場合」と身体拘束廃止検討会で認定され、家族からの同意を得た以外の身体拘束も虐待行為となります。

#### ii) 虐待防止検討会の構成員

虐待防止に関して、責任者を施設長、担当者を生活相談員とし、虐待防止検討会の構成員については、案件の類似性を踏まえ身体拘束廃止検討会と同一の構成員とする。

#### iii) 活動内容について

虐待は突然発生するものではなく、不適切なケア、不適切な施設・事業所運営の延長線上にあると認識し、「不適切なケア」の段階で見つけ出し、将来の「虐待の芽」を生まないために検討を行う。

#### iv) 開催について

検討会の開催は、定期検討会として毎月最終週に身体拘束廃止検討会と同時開催する。但し、勤務の都合上、出席できない構成員については、事前に意見を求めることとする。

#### v) 決定事項と記録

虐待防止検討会において検討・決定した事項は、身体拘束廃止検討会記録と伴に回覧及び伝達帳により全職員へ周知することとする。

## 2. 高齢者虐待防止

### i) 虐待とは

#### ①身体的虐待

身体に外相が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

(具体例：平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食物を口に入れる、火傷させる、薬を過剰に服用させるなど)

#### ②ネグレクト（介護の放棄）

衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置など、世話を怠ること。

(具体例：入浴させず異臭を放つ、髪が伸び放題、皮膚が不潔に汚れている、水分や食事を十分に与えない、室内にゴミを放置する、介護サービスの制限など)

#### ③心理的虐待

言葉や態度、無視、嫌がらせ等で、精神的苦痛を与えること。

(具体例：怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する、失敗の嘲笑など)

#### ④性的虐待

わいせつな行為をする又はわいせつな行為をさせること。

(具体例：懲罰的に下半身を裸にして放置する、性行為の強要など)

#### ⑤経済的虐待

財産を不当に処分する、不当に財産上の利益を得ること。

(具体例：日常生活に必要な金銭を渡さない、自宅や土地を無断で売却する、年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用することなど)

### ii) 早期発見のために

高齢者虐待は、要介護施設従事者（職員）や擁護者（家族）から、無意識に行われる場合も見られ、虐待の事実が表面に現れにくい面もある。そのためには、細かい変化に気づき早期に対応できる体制が重要である。

#### ①身体的虐待のサイン

- a. 身体に傷やみみず腫れがある。
- b. 回復状態が様々で異なる傷がある。
- c. 特定の職員等を怖がったり怯えたりする。

#### ②心理的虐待のサイン

- a. かきむしりやゆすり等の行為。
- b. 怯え、感情の不安定。
- c. 自傷行為、委縮、あきらめ感

#### ③性的虐待のサイン

- a. 性器の不自然な傷や出血、痛みやかゆみ。
- b. 急な怯えや恐怖。
- c. 理由なき入浴、排泄介助の拒否。

#### ④経済的虐待のサイン

- a. 収入があるにも関わらず、お金が無いとの訴えが多い。
- b. 余裕があるのに利用料金の滞納を繰り返す。
- c. 資産状況と生活状況の差が激しい。

#### ⑤ネグレクトのサイン

- a. 非衛生的な生活空間や、衣類・オムツの散乱。
- b. 衣服や寝具が汚れたままである。
- c. 重度の褥瘡や皮膚疾患。

- d. 身体からの異臭や、オムツ交換未実施が多い。
- e. 栄養失調や脱水状態と判断。

⑥その他のサイン

- a. 訪問時に自宅から怒鳴り声や物を投げられる音がする。
- b. 訪問時に中へ上がる事を拒否される。

一例ですが、このような状況があれば虐待されている可能性があると言う事も視野に入れておいてください。その後の状況の変化を細かく観察し、同僚や上司に相談を持ち掛ける事も必要です。

iii) 虐待が発生した場合の対応

①施設内発生の場合

(1) 初期対応

利用者や家族、施設職員から虐待の相談があった場合には、介護主任、生活相談員、施設長に報告を行う。報告を受けた職員は、利用者の安全を確保する事を第一とし、虐待を行ったとされる職員等から聞き取り調査を行い、虐待の事実を確認する。

虐待の事実が確認された場合には、施設長より市町の介護保険課及び地域包括支援センターへの通報を行い、指示・指導を仰ぐ。

(2) 施設・職員の責務

利用者の安全が第一であることから、治療の必要がある場合には適切な治療が受けられる配慮を行う。心理的にケアが必要な場合においては、不安を十分に取り除くための対話を行う。経緯や結果等について家族への報告と謝罪を行い、損害賠償が発生する場合には誠実に対応する。当該職員等への処分が必要な場合には、就業規則等に従い厳正に対応する。

(3) 家族への対応（苦情対応等）

ご家族等より、虐待等に関する苦情申し立てがあった場合には、「施設サービス等に関する苦情・相談方針」に従い懇切丁寧に対応し、解決を図ることとする。

(4) 再発防止に向けて

虐待の発生は、職員個人の資質や、特殊なアクシデントではない場合が多く、それまでの問題点が現れた結果として捉え、問題点の改善に取り組まないと再発する可能性が残ると考える。

これより、虐待の中の一例として身体拘束も含まれると考え、身体拘束廃止検討会において発生例の問題検証、再発防止策などを検討していく。また、日頃から虐待の発生防止のために、本検討会にて定期的な検討や啓発を行うこととする。

## ②施設外で虐待と疑われる事案を発見した場合

### (1) 対応

職員が施設外において高齢者の虐待と疑われるような事案を見た、聞いた場合や、虐待が行われたのではないかと思われる外傷等を発見した場合には、介護主任、生活相談員、施設長へ報告を行う。報告を受けた職員は、状況を整理し市町の介護保険課又は地域包括支援センターへ相談を持ちかける。あきらかな虐待の事案では相談ではなく通報のかたちをとる。

#### 高齢者虐待対応窓口

##### 【主な窓口】

今治市伯方地域包括支援センター	電話 0897-72-1065
上島町地域包括支援センター	電話 0897-76-2261

##### 【その他窓口】

今治市介護保険課	電話 0898-36-1526
今治市伯方支所住民サービス課	電話 0897-72-1500

### 3. 成年後見制度等の利用支援について

高齢者の虐待において、その状況によっては財産の保全や医療機関での対応等において、家族の支援や協力が得られないこと、高齢者自身の認知能力の低下などにより実施が困難な場合が予想されます。その場合でも、適切に実施できるよう関係機関と連携を取り、早期に成年後見制度利用につなげられるよう支援します。

#### 成年後見対応窓口

##### 【主な窓口】

(社) 成年後見センター・リーガルサポート愛媛支部	
松山市南江戸1丁目4-14	電話 089-941-8065
支部長 谷本亜希美	
(福) 今治市社会福祉協議会	
今治市南宝来町1丁目9-8	電話 0898-22-6018
地域福祉担当	

## 8) 身体的拘束等の適正化、高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本指針

施設入所者及び利用者が一人の人として尊重され、尊厳を持って生活ができるように、施設職員が無意識を含め身体的拘束や虐待を行うことが無いように、教育や啓発を行い、高い意識を持てるようにする。

- i) 新規採用職員の教育において、事故防止や感染症防止の教育と併せ、身体的拘束等の適正化及び高齢者虐待防止に関する研修を実施する。
- ii) 施設内研修の年間計画に基づき、年2回の身体的拘束等の適正化並びに高齢者虐待防止に関する教育を実施する。

## 9) 入所者等に対する当該指針の閲覧について

この指針（身体拘束廃止・高齢者虐待防止に向けて【身体的拘束等適正化のための指針】）を、施設内に掲示するとともに、施設ホームページに掲載し、入所者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧できるようにする。



## 身体拘束に関する経過観察・再検討記録

利用者氏名 \_\_\_\_\_

月日時	事前検討会における討議内容	会議参加者	記録者

月日時	日々の心身の状況等の観察・再検討結果	会議参加者	記録者